

亀山東小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成29年7月一部改正
令和2年 5月一部改正
令和4年10月一部改正
令和5年 8月一部改正

I いじめに対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」第2条1項より】

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や習い事等児童が関わっている仲間や集団等当該児童との何らかの人間関係を指す。

いじめは全ての児童に関係する問題であり、「いじめ防止対策推進法」、「三重県いじめ防止基本方針」、「亀山市いじめ防止基本方針」等に基づき、一人ひとりの児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組みを行わなければならない。そして、全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」「どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得る」「いじめは人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない」という基本的な認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「亀山東小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

また、教職員はいじめが行われなくなること目標に「いじめられている児童を徹底して守り通す」「いじめを積極的に認知する」「暴力を伴わないいじめであっても見逃すことなく対応する」「いじめをはやし立てたり傍観したりすることなくいじめを許さない集団作りに努める」「いじめは、学校、家庭、地域等のすべての関係者が、総がかりで取り組むべき問題である」という意識をもち、いじめ問題に取り組む。

これらのことを踏まえ、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、特別支援コーディネータ、人権担当、（該当児童に応じ）学年・学級担任、養護教諭、心理や福祉の専門家（スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー）等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑥ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめ防止のために

① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起った時のいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して組織的に行う。

※具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ SNS等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる、投稿される 等

上記の「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる等、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。

これらについては、児童の生命や安全を守ることを優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは直ちに警察に相談、通報を行い、適切な援助を求める。

- イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動全体を通じて児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。
イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 全ての児童に対して自分を大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育てることにより、自分が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。
イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
ウ 全ての児童が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

⑤ 児童自らがいじめについて学び取り組む機会の設定

- ア 児童がいじめの問題について学び主体的に考える取組の推進

4月・11月をいじめ防止強化月間とするとともに、随時、児童自らがいじめの問題について学び主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

また、児童一人ひとりがいじめの防止について考えたり、いじめを発見したときの対応方法を身につけたりする学習活動を計画的に行う。

- イ 道徳教育及び体験活動等の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、学校における児童のネットリテラシーや情報モラルを含む教

育を推進する。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

- ア 日常的な児童への目配りや個人面談、生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
- イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や児童自らのSOSを重視する。教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- ウ 安心してどの教職員にもいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、市や県の電話相談窓口について広く周知する。
- エ アンケートの実施にあたっては、適切に児童の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。その際、虐待が疑われる記述等があった場合は、市へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、鈴鹿児童相談所等と連携しながら対応する。

② 相談体制の充実

いじめ防止等に関する機関又は団体と連携し、児童、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる相談窓口の周知を図る。

また、児童がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクール・カウンセラー等を活用することにより、学校の教育相談体制の充実を図る。

亀山市いじめ等の教育相談窓口

TEL：0595-84-5077 相談日時：月～金（午前9時～午後5時）

「いじめ電話相談」 毎日24時間	三重県教育委員会	TEL059-226-3779
「24時間SOSダイヤル」 毎日24時間	文部科学省	TEL0120-0-78310
「少年相談110番」 平日9:00～17:00	三重県警察	TEL0120-41-7867
「こどもほっとダイヤル」 13:00～21:00		TEL0800-200-2555
「子どもの人権110番」 平日8:30～17:15	法務省	TEL0120-007-110
「こども弁護士ダイヤル」 平日9:00～17:00	三重弁護士会	TEL059-224-7950
「チャイルドラインMIE」 月～土 16:00～21:00		TEL0120-99-7777

(3) 措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 学校の教職員がいじめと疑われる行為を発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

いじめを発見又は情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係職員が情報を共有し、当面の対応を決定して直ちに初動の対応を行うとともに、学校のいじめ防止対策委員会において情報の共有を行う。

各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

イ 発見・通報を受けた教職員は、学校におけるいじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童の生命及び身体の保護が最も重要であることを認識し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。その後、当該組織が中心となり速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

エ 必要に応じて、学校におけるいじめ防止対策委員会の方針のもと、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等を活用し、児童の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、ケースによっては弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等の方法により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、傍観者としてではなく目の前で起こった事案を自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてる等同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体にはいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

(6) SNS 等のいじめへの対応

SNS 等の不適切な書き込みや投稿等については、被害の拡大を避けるため直ち

に削除する等の措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、対応に関する援助を求める。

学校においてはネットリテラシーや情報モラルを含む教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

(7) いじめが「解消している」状態の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめ行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(SNS やインターネット等)を通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、亀山市教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、さらに長期の期間を設定する。

教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状態を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。教職員は被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない場合、学校は被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校における「いじめ防止対策委員会」においては、いじめ解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有のための定期的な委員会を開催して、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。なお、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

その際、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等を積極的に活用し、児童のケアや関係機関との連携を進めるとともに、必要に応じて弁護士や精神科医等の専門家と連携することも検討する。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、学校は、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要であ

ることの周知を図っていく。

そこで、保護者にはいじめは絶対に許される行為ではないこと等、いじめ問題の基本的な考え方について我が子に責任をもって教えていただくとともに、いじめをしない子どもに育つような成長支援を行うように促していく。

保護者は、家庭での子どもの日常生活に関心をもち、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めていただく。

いじめ問題が発生した際の対応の過程では、保護者との緊密な連携を図ることが重要で、保護者と一致協力して解決に当たる。

さらには、携帯電話や SNS 等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話や SNS 等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルールづくり等と呼びかける。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したりいじめの疑いを認めたりした場合は、学校や亀山市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

子どもたちを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童の課題も多様化するとともに、深刻化・複雑化している。児童が健やかに成長していくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力がこれまで以上に重要となっている。そこで、学校は、PTAの各種会議や保護者会、学校運営協議会等の機会を利用して、いじめ問題の重要性や指導方針等の情報提供を行ったり、学校だよりや学年（学級）通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進していく。

また、学校はいじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民と連携して、地域ぐるみのいじめ防止対策を推進するようにする。

学校は、保護者や地域住民と学校行事や地域行事、安全見守等の機会を通じて交流を深め、地域全体で児童を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの取り組みや機運の醸成に努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとするとして規定されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席するこ |
|---|

とを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

- ① 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、欠席日数が30日に満たなくとも重大事態として迅速に調査に着手する。
- ③ 児童や保護者からいじめが原因で重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えられる場合でも、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる
- ④ 児童の保護者が転学を申し出た場合には、学校はその理由を丁寧に聞き取りとともに、いじめやいじめの疑いがある場合には、直ちに亀山市教育委員会に報告を行う。また、被害児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、亀山市教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。その際、被害児童・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠らない。

(2) 重大事態発生の報告

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、教育委員会や関係機関の指導、支援を受けながら、調査を行い事態の解決に当たる。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。

(3) 重大事態への調査

① 調査の趣旨及び調査主体

- ア 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- イ 学校からの報告を受け、亀山市教育委員会が、調査主体、組織、方法等を判断する。
- ウ 学校が調査主体となる場合は、教育委員会より必要な指導、また、人的措置を含めた支援を受ける。

② 調査内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

被害児童や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるかについて

て、被害児童や保護者と協議する。また、被害児童と保護者の意向が一致しない場合があるため、保護者だけでなく、調査に対する児童の意向を確認する機会を確保する。

(4) 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断する。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童及びその保護者に対しても説明を行う。その際、加害児童及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。

(5) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、**亀山市教育委員会を通じて**亀山市長に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。